

税の申告

準備はお早めに

申告相談日程・会場

申告は **3/15 (金)まで**

とき 午前9時～午後4時（土曜日・祝日は休み）

ところ 旧市内・市内全域＝市役所2階大会議室 勝北地区＝勝北保健福祉センター
加茂地区＝加茂町公民館 阿波地区＝阿波出張所 久米地区＝久米支所

		旧市内・市内全域	勝北・加茂・阿波地区	久米地区	
2月16日	金	城東・城南・中央	休	坪井下	
17日	土	休		休	
18日	日	<市内全域>		坪井上・中北上	
19日	月	鶴城・城北・城西（小田中を除く）		宮部上・宮部下	
20日	火	志戸部・勝部・初保		中北下・神代	
21日	水	紫保井・大田・沼・弥生町		南方中・一色	
22日	木	川崎・野介代・福岡		休	
23日	金・祝	休			
24日	土	休			
25日	日	<市内全域>			
26日	月	北園町・山北	領家・宮尾		
27日	火	総社・小原	久米川南・戸脇・福田下		
28日	水	二宮・院庄	桑下・桑上・里公文・里公文上		
29日	木	小田中・上河原	八社・油木下・油木上・油木北		
3月1日	金	高倉・河辺	休	休	
2日	土	休			
3日	日	<市内全域>			
4日	月	佐良山・福南			上加茂地区
5日	火	一宮・高田			新加茂地区
6日	水	林田・田邑			西加茂地区
7日	木	神庭・成名・滝尾			東加茂地区
8日	金	高野・広野・大崎			休
9日	土	休			
10日	日	<市内全域>			
11日	月				
12日	火				
13日	水	下沢・西谷・中土居・大畑	阿波		
14日	木	尾所・大杉・大高下・竹之下	休		
15日	金	休			

💡ご協力ください

- できるだけ地区ごとの日程・会場にお越しく下さい。該当する日に都合が合わない時、体調がすぐれない時は、別の日をご利用ください。
- 医療費の明細書や収支内訳書の事前作成をお願いします。混雑状況によって、申告を受けることができない可能性があります。

今年も市・県民税の申告、所得税の確定申告の時期になりました。

令和5年分（1月1日～12月31日）の市・県民税の申告を受け付けます。

圖課税課市民税係（市役所2階3番窓口） ☎ 32-2015

申告が必要な人

- ・事業所得（農業を含む）、不動産所得、個人年金や報酬などの所得がある人
 - ・給与所得者で、給与支払報告書（源泉徴収票）が市に提出されていない人
 - ・医療費控除などを受けたい人
- ※申告していない場合、市が提供を受けた資料で、税金がかかる場合や税額が増える場合があります
- ※所得税の確定申告書を提出した人は、市・県民税の申告は不要です

申告に必要なもの

- 全員が必要なもの
 - ・マイナンバーカード（またはマイナンバーが分かるものと、顔写真付きの身分証明書）
 - 個別に必要なもの
 - ・給与、公的年金の源泉徴収票
 - ・収入金額と必要経費をまとめたもの
 - ・医療費控除の明細書、医療費通知
 - ・保険料の控除証明書
 - ・寄附金の受領書、証明書
- ※申告内容により個別に必要なものが異なります

■次の人は税務署へ！（土曜日・日曜日・祝日は休み）

- ・税法の適用が複雑な人
- ・青色申告をする人
- ・株式譲渡所得、配当所得、先物取引所得がある人
- ・土地や建物の譲渡所得がある人
- ・住宅ローン控除を申告する人
- ・準確定申告（亡くなった人などの確定申告）をする人
- ・過年分の確定申告をする人

所得税の還付を受ける人へ ～混雑緩和にご協力ください～

市の申告会場は、混雑するため、待ち時間が長くなります。源泉徴収された所得税の還付などの確定申告は、税務署かスマートフォン・パソコンでの申告をお願いします。所得税の還付申告書の提出は、**2月15日(木)以前でも**税務署で受け付けています。

スマホ・パソコンでの申告はこちら！



確定申告書等作成コーナー

津山税務署からのお知らせ

津山税務署の確定申告会場の入場には、入場整理券が必要です。国税庁LINE公式アカウントで、日時を指定し事前に取得できます。入場整理券は、会場での当日発行もあります。

圖津山税務署（田町） ☎ 22-3147

入場整理券はこちらから！

